地方公共団体（都道府県・市区町村）に対する寄附金の控除額の計算方法

◇地方公共団体に対する寄附金のうち 2,000　円を超える部分について、個人住民税所得割のおおむね２割を上限として、所得税と個人住民税（市民税・県民税）から控除することができます。
◇寄附金控除を受けるためには、寄附をした地方公共団体が発行する寄附金受領証明書などを添付して、確定申告をする必要があります。
◇控除額計算の詳しい内容については、お住まいの市区町村の税務担当課にお問い合わせください。

【個人住民税】（税額控除額の計算）

寄附金控除　＝　Ａ　基本控除　＋　Ｂ　特例控除

Ａ　基本控除

［寄附金（※1※2）－2,000 円］×10%（※3）

① 地方公共団体への寄附金から 2,000 円を控除します。

② ①で求めた額に 10%を乗じます。

Ｂ　特例控除（※6）

［寄附金（※1※2）－2,000 円］×［90%－0～45%（※4）×1.021（※5）］

③ 90%から所得税の税率に 1.021 を乗じた率を引きます。

④ ①で求めた額に③で求めた率を乗じます。

【所得税】（所得控除額の計算）

寄附金控除　＝　Ｃ　［寄附金（※1※7）－2,000 円］×所得税の税率×1.021（※5）

（※1）複数の地方公共団体に寄附を行った場合は、その寄附金を合計した額
（※2）控除対象となる寄附金は、総所得金額等の 30%が上限
（※3）個人住民税（市民税 6%、県民税 4%）
（※4）所得税の限界税率（課税所得金額に応じて税率が異なります）
（※5）復興特別所得税 2.1%
（※6）特例控除額は、寄附金税額控除前の個人住民税所得割の 20%が限度
（※7）控除対象となる寄附金は、総所得金額等の 40%が上限

【モデルケースによる計算例】

給与収入額 500 万円（給与所得金額 346 万円）、寄付金額 4 万円
所得税率 10%、個人住民税所得割額 24 万円　　とした場合

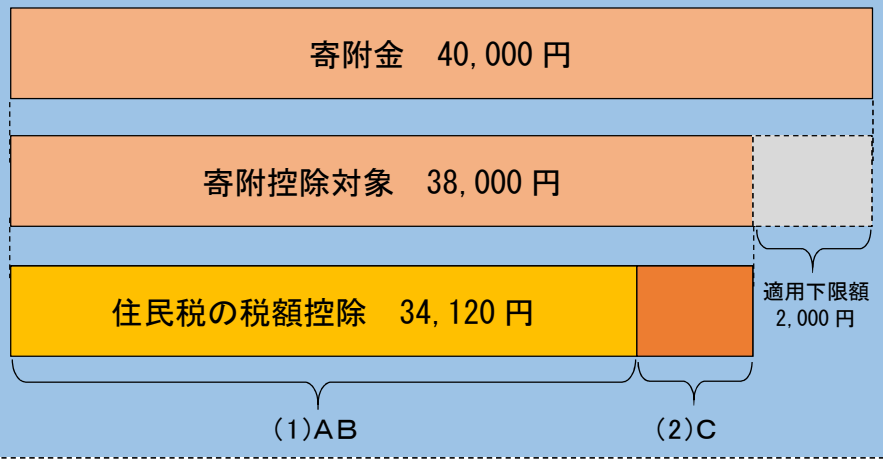

(1)個人住民税（税額控除）

Ａ：基本控除額［40,000 円－2,000 円］×10%＝3,800 円
Ｂ：特例控除額［40,000 円－2,000 円］×（90%－10%×1.021）＝30,320 円
（個人住民税所得割の 20%は 48,000 円のため、限度額内）

個人住民税の控除額　Ａ 3,800 円　＋　Ｂ 30,320 円　＝　34,120 円

(2)所得税（所得控除）

Ｃ：［40,000 円－2,000 円］×10%×1.021＝3,880 円

所得税の控除額　Ｃ 3,880 円

⇒(1)個人住民税 34,120 円＋(2)所得税 3,880 円＝ 控除額計 38,000 円

東近江市